



第14章

The Palestinian Declaration of Independence is a statement written by the Palestinian poet Mahmoud Darwish and proclaimed by Yasser Arafat on 15 November 1988. It had previously been adopted by the Palestinian National Council, the legislative body of the Palestine Liberation Organization (PLO), by a vote of 253 in favour, 46 against and 10 abstentions. It was read at the closing session of the 19th Palestinian National Council to a standing ovation. Upon completing the reading of the declaration, Arafat, as Chairman of the Palestine Liberation Organization assumed the title of "President of Palestine." In April 1989, the PLO Central Council elected Yasser Arafat the first President of the State of Palestine

第14章パレスチナ国家構想(～2018年)

1 アラファト議長を目指した構想



PLO Chairman Yasser Arafat during a 1994 Return to Gaza

94年7月1日、27年ぶりにガザの地に立ったアラファトPLO議長は、無名戦士広場でパレスチナ人民に向かって「われわれはこのガザから最終的に聖地エルサレムを目指す。エルサレムのアルアクサー・モスクで祈りを捧げよう」と訴えた。そして「オスロ合意」を「我々を取り

巻く環境が国際的にもアラブレベルでも、最悪の中で選ぶ最善の内容だった」とし、「これを勇氣ある合意と呼びたい」と自賛した。民族的希望的観測を、常に現実を引き寄せようと努力しつつ、米国・イスラエルに安易に妥協しなかったことで、アラファトは結局排除された。そして妥協せず排除、抹殺された事でアラファトは逆に民族の「英雄」となった。アラファトは「オスロ合意」によって、どのような「パレスチナ国家」を描いていたのか？

1988年第19回パレスチナ民族評議会(PNC)は、激しい論争を経て「二国解決」案を可決した。「パレスチナ国家独立宣言」を採択したPNCである。この評議会に私たち日本赤軍の代表もオブザーバーとして出席し、「二国解決」案支持の声明を発した。この時ファタハのアブイヤードラと意見交換していた私の理解では、当時のアラファトらの構想は以下である。

パレスチナ国家建設は、第1に67年の戦争前の49年休戦のグリーンラインの境界、つまり全ガザ地区、東エルサレムを含む西岸地区に、パレスチナ国を建設する。既に全パレスチナの22%でしか無い所に、「パレスチナ国」を作るのだから、100%の面積を譲る事無く1インチも領土では妥協しない。ただし、ガザ地区と西岸地区を結ぶ回廊が必要であり、国境の変更による領土の交換は例外的にありえる。

第2にイスラエルは占領地を自分から差し出す考えは無い。我らのインティファダの闘いによって、自ら人民の中に権力基盤を育てて国家機能を作り上げていく。第3にアラブ諸国の介入で歪められるパレスチナ国家を作らせない。(ファタハはアラブ諸国、特にシリア・アサド政権と対立し、介入を警戒していた)その為に国連を中心にアラブ諸国も加わった集团的力が必要だ。パレスチナ人民を防衛する為に、それは「国連軍」という形で良い。国連主導下の国際和平会議の交渉によって、占領地からのイスラエル軍の撤退とその後国連軍の導入によって、当面はイスラエルの弾圧を阻止する役割を果たしてもらおう。

そして第4に国連決議194に基づいて、パレスチナ人の帰還の権利を最大限獲得する。希望する者は何百万人であれ、無制限にパレスチナへの帰還させること、(イスラエル領内にどの位の人数かは当時は具体的に述べた訳ではない)パレスチナ、つまりイスラエル国とパレスチナ国で、帰還希望者を故郷に引き受け、更に補償によって解決しつつ、本人の意志を中心に、滞在国や米欧を含む移住などで国籍を与え、難民を無くす。第5にパレスチナ国家独立を成し遂げた後で、ヨルダンとの連邦を行う、というものであった。



United Nations General Assembly partition vote,
November 29, 1947

United Nations Partition Plan for Palestine
Resolution 181 (II).1947

United Nations General Assembly Resolution 194
1948

the19th Palestine National Council(PNC)1988/
Palestinian Declaration of Independence 1988

この第19回パレスチナ民族評議会(PNC)でPFLP等左派は、22%の「ミニ国家論」に反対し、「全土解放戦略」を下すべきでは無いと主張した。それでも「パレスチナ国家独立宣言」には全会一致で賛成した。この88年第19回PNCで採択した「パレスチナ国家独立宣言」の中で国連のパ

レスチナ国家分割案(47年国連決議181)を批判しつつ、それに依拠する国創りが語られていた。つまり、当時国連決議181によって示されたパレスチナ全土の43%弱では無く、その半分の22%からしか始まらない現実を知りつつも尚「国連決議181」を基本とする「パレスチナ国家独立宣言」文で記した。

その後第1次インティファダの支えによって、湾岸戦争後のPLO排除の中でも、PLOは権威を維持した。そしてマドリッド中東和平会議による冷戦後の新しい中東秩序への転換の中で排除されたPLOを、被占領地の蜂起民族統一指導部は「パレスチナ人の唯一合法的な代表」とし守り続けた。

アラファトPLOは、米国・イスラエルに排除されつつ、被占領下のパレスチナ代表団であるハイダル・アブドルシャフィ、ファイサル・フセイン、ハナン・アシュラウイたちにPLOの主張を託した。そして、占領地を「係争地」と言い張るイスラエルに、占領地と認めさせること。入植活動の停止を要求することを指示し共同して来た。ところが、その一方でPLOアラファト指導部はイスラエルとの秘密交渉でPLOが交渉相手として認められる事を第一にしてそれらの入り口議論を無原則に譲った。当時のアラファト議長の構想は、既に述べたファタハの構想のイメージであっただろう。そして直接イスラエルとの交渉でPLOが指導権を握れば、国連らのバックも受け独立国家建設が出来ると判断したようだ。

「オスロ合意」のアラファト路線とは「9・9書簡」に示されたように、第1にインティファダ、武装闘争の放棄である。既に被占領地ではハマースの力が増大しており、アラファト派はPLO支持の世俗主義勢力とイスラエルとの協力によって、権力をPLOの元に統合しようとする考えがあっただろう。そして、国際的なEU、イスラーム諸国会議を中心にPLOへのバックアップがあり、政治的優位に立って以降の交渉を5年を目途にまとめ得ると考えていたのだろう。

第2にこの「オスロ合意」を転機とするパレスチナ国の実体は、第1とも関連して、非武装国家と構想した。これは国際社会に受け入れられる条件として「非武装」で良い事、又イスラエルと全面戦争する軍事能力は作り得ず、「非武装」に戦略的優位を見出したと言える。私もその戦略を否定はしないが、それは最終段階で明示すべきものであろう。アラファトは、イスラエル労働党政権とかなりスムーズに交渉を進め得ると過信していたようである。入植活動の凍結要求もそうした甘さから、後回しにしている。そうしなければPLOをイスラエルは認めなかったからである。



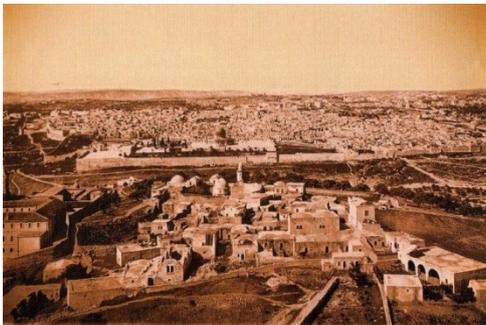
Mahmoud Abbas/Ahmad Qorei

これらはアラファトばかりか、パレスチナ自治政府(PA)のマフムード・アッパース、アフマド・クレイたち当時の交渉者たちの過ちでもある。彼らが交渉していたのであり、彼らは難民たちではあったが実は被占領地に住んでいなかった。その為被占領地で、入植活動凍結・入植地撤去問題が死活問題で在る事を、具体的深刻さで理解していたかは疑わしい。アラファトPLOは最終地位交渉過程で、西岸地区の入植地が、グリーンラインの境界と接しているものの内、例外的に条件次第では、イスラエル側と土地の交換をし、代替地を得る事を認めることはあり得るが、それは

精々1%位と考えていたであろう。

アラファトは西岸地区の主権はパレスチナにあり、その中にイスラエルの主権の及ぶ入植地併合は認めない。その為、パレスチナ国家の一体性を保つ為の西岸地区とガザ地区を繋ぐ回廊や代替地の交換交渉を行っていく考えであり、それは実務者協議で繰り返されていた。又パレスチナ難民問題では国連決議194の帰還権の大義をイスラエルにも認めさせた上で、イスラエル内への帰還を最大限追求しつつパレスチナ国への受け入れを基本として行かざるを得ないという現実路線を取るつもりであったのであろう。

「オスロ合意」では67年難民についての言及のみで、48年難民に触れなかったのはイスラエルの拒否の前で、成すすべが無かったことが窺える。その上で金銭的な補償分も含めて救済、つまり国籍、市民権など、難民身分の解消を国際社会と共同して解決することを考えていたのだろう。エルサレム問題では、サウジアラビア、ヨルダン、パレスチナとの聖地の共同管理は認めるが、東エルサレムはパレスチナ独立国家の首都として、譲らないといった構想であろう。加えてアラファトの方向は、もともとパレスチナ独立国家建設後、ヨルダンとの「国家連合」又は、「連邦国家」化が戦略構想であった。



Jerusalem towards the end of the 19th century.

- ①Ottoman Empire 16th century/ Syria (Palestine)
- ②British Mandate for Palestine 1918
- ③United Nations Partition Plan for Palestine Resolution 181 (II).1947
- ④First Middle East War 1948/ Jordan (West Bank merger)
- ⑤Third Middle East War 1967/ Israel (Occupation of the West Bank)

これは既に述べたように、歴史的にパレスチナとヨルダンが一つの「オスマン帝国」支配下にあり、東のヨルダンと西のパレスチナは、一つながりでパレスチナの一部であった。英国植民地下で境界が引かれ東岸は切り離されて、地中海に至る西岸側がパレスチナに確定した。47年国連決議でそのパレスチナが分割された。その後48年第1次中東戦争を経てヨルダン王国に現西岸地区が併合され、67年第3次中東戦争で、このヨルダンの併合地がイスラエルに占領されて来た。その結果、ヨルダン人、ヨルダン国籍を持った占領下の西岸地区の同胞として、パレスチナとの特別な関係は続いてきた。

アラファトやアブイヤードたちは、むしろそれを積極的に戦略化していった。「オスロ合意」によって、パレスチナの22%の土地をまず独立国家として確立し「国家連合」(連邦)を行う考えであった。パレスチナ独立国家としての機能の不足、例えば軍事機能、領空、領土保全などの安全保障については、国家連合によって獲得出来ると構想していたのだろう。パレスチナ人口がヨルダン人口よりも多いヨルダンでは、それは自分の指導力で実現できるという思惑がアラファトにあったと私は思う。70年代のヨルダン内戦後の対立時であっても、パレスチナ民族評議会(PNC)ではヨルダン同胞との特別な関係を謳ってきた。80年代シリア・アサド政権との対立、イスラエル軍によるレバノンからのPLO追放を経て、アラファトの主張にはそれが明確に示されていた。85年「アンマン合意」でも両国の特殊な兄弟関係を再確認し、将来関係も「連邦」と規定していた。

又87年5月第18回パレスチナ民族評議会(PNC)決議でも以下のように謳った。「パレスチナ被占領地の内外にわたって、PLOが唯一合法のパレスチナ人の代表であるという認識を基本に、ヨルダンとの関係を規定したPNC決議に基づく将来のパレスチナ・ヨルダン関係も、二つの独立国家間の連合を基本として成り立つものである」と。そして88年第19回パレスチナ民族評議会(PNC)では、「パレスチナ国家独立宣言」と共に、以降の「国家連合」もファタハは言及した。アラファトは、「二国家解決」戦略を決断した70年代後半から80年代初めから、そうした戦略構想を描いていた。しかし、「オスロ合意」に責任を負ったイスラエル・ラビン首相は暗殺され、アラファト議長もパレスチナの祖国の22%すら否定された中で、入植地問題は解決されないままに、エルサレムのアルアクサー・モスクで共に祈りを捧げる機会も無く、彼は途上で死去してしまった。その上、「土地と平和の交換」の原則は年々踏みにじられてきた。

アッパースら後継者たちは、同様の戦略構想を継承しつつより譲歩的であり、かつ非イデオロギ一的官僚思考である。その分、反占領闘争の武装闘争を継続しようとする同胞に対する、政治的理解は持ち得ず、米国、欧州、イスラエルとの連携と約束に基づいて、パレスチナ自治政府(PA)の機能を維持延命させ続けてきた。そして国家としてのパレスチナステータスによって、国際社会に訴えつつ、イスラエルの入植活動の停止と占領地返還を求める、政治活動を中心として来た。その一方で「オスロ合意」に沿った保安共同も続け、イスラエル・米国CIAと共同しつつ、他方でパレスチナ武装勢力とも話し合いで「統一」討議を繰り返している。そのようにしか、パレスチナ自治政府(PA)自らを維持し得ない構造に置かれている。

On 31 July 1988, Jordan renounced its claims to the West Bank



Israeli Prime Minister Benjamin Netanyahu (left), U.S. Secretary of State Madeleine Albright, and Yasser Arafat at the Wye River Memorandum, October

1998/Wye River Memorandum1998

既に「オスロ合意」から25年、88年ヨルダンが西岸地区の主権を放棄してから30年を越えようとしている中で、ヨルダン王政もフセイン王からアブッダラー王に代わった。フセイン王とアラファト議長が最後に会ったのは、98年10月下旬、米国でのワイリバー中東和平交渉の時であった。米国でガンの治療中だったヨルダン・フセイン王も交渉に参加して話し合った。その折フセイン王とアラファト PLO 議長は、イスラエルとパレスチナの中東和平交渉が終了した後に、ヨルダン・パレスチナの「連合国家」を設立することで再び合意したと言う。アラファトは、ヨルダンとの連邦よりもイスラエルとの協力を軸とした「オスロ合意」による独立を選び取って来たが、その道がイスラエル・ラビン首相の暗殺とその後のイスラエル政権との交渉で、アラファト構想が如何に困難かを理解していた為だろう。対イスラエルの圧力の一つとしても、又実際にパレスチナ国の自律性を獲得する意味でも、再びヨルダンとの協調の意志をフセイン王との会談で示したと言える。

「オスロ合意」は合意文書として専門家の検証を経て作成せず、イスラエルとの共同によって何事でも解決するとした。この考えそのものが、その出発点に於いて、アラファト構想を不可能にし

てしまったと言わざるを得ない。93年イスラエル・ラビン首相が「必要なら敵とも話す」として、アラファトに臨んだ姿勢と和解する以上、イスラエルを信頼しようとしたのであろう PLO 側交渉団の甘い思惑は、現在米国トランプ政権の誕生によって、米国の仲介に期待して来た過ち共々、大きな試練と決断を問われている。



Abdullah II of Jordan 7 February 1999—

11年「アラブの春」に揺れる中、フセインを継いだヨルダン・アブッダラー王は、国の不安定化に繋がる事を考慮し、「連邦国家」に否定的立場を表明している。「パレスチナ人のホームランドにヨルダンがあると言う通称『ヨルダンオプション』はあり得ない」と。しかし必ずしも「連邦国家」を否定していないだろう。それは和平交渉の合意形成の中で、やはりパレスチナ国家の自律性の為に、パレスチナが選び取る道となるだろう。

2 「二国家共存」は可能か？

(1) イスラエルの「二国解決」とはどのようなものか？

「二国家解決」、つまり「二国家共存」は「オスロ合意」以降、国際社会に於いても共通の考えとなって来た。それ以前は、「CD 合意に基づくヨルダン統治下のパレスチナ自治区構想」であった。この「二国解決」の流れは、国連、EU の意向を受けてイスラエルの安全保障と中東の秩序を解決する為に、パレスチナ人を無視出来ない、米国が考えるに至った事で生まれた。これはパレスチナ解放機構(PLO)の闘いによって、導いた功績である。イスラエルは「オスロ合意」前には、領土を併合したままで、パレスチナ人に一定の自治を与えると言う、モーシェ・ダヤンとメナヘム・ベギンの考えから発明された方式に熱心に取り組み、イスラエルに従順なパレスチナ人を配して村落同盟などを試みて来た。イスラエルの戦略によれば、その自治の担い手として結局 PLO を選んだのが「オスロ合意」と言っても良い。

「オスロ合意」は、リクードのメナヘム・ベギンの領土併合の「大イスラエル主義」では無い。労働党のイツハク・ラビン、シモン・ペレスたちは、67年戦争後に発明した「アロン計画」が下敷きにあった。その延長上に「自治」からパレスチナ国となり、連合国家としてヨルダン王国に統合されても良いとする見通しを持っていただろう。「オスロ合意」は「二国解決」を主張していないが、PLO 側はそれを宣伝し続けた。ラビン首相は「二国解決」を公的には認めず「暫定自治」として「オスロ合意」をスタートさせた。PLO のやり方をチェックする為である。

イスラエル労働党は、パレスチナ人をイスラエルから分離し、独自の領域を作らせる為に占領地の一部を放棄する考えに立つことで、「二国解決」案の道を開いた。これはベギン首相のキャンプデービッド合意(CD 合意)から、転換したものと言える。労働党の「二国解決」案は、「オスロ合意」に示される通りだが、CD 合意の枠組を踏まえて、キッシンジャーなどが主張した道でもある。その後アリエル・シャロン政権(リクード、その後分裂してカディマを結成)の「分離計画」も又、その意味で「二国解決」案である。又米国ジョージ・ブッシュ大統領が、初めてパレスチナ国家樹立に言及したように、米国政府もロードマップで示した「二国解決」案を採用した。それによって、国際社

会「カルテット」(米国・EU・ロシア・国連)も、又その方向で一致した。

しかし、この「二国解決」案の、イスラエル側とパレスチナ側の要求には大きな開きがある。「オスロ合意」に示されたようにイスラエルとの秘密交渉は、PLOのもっと言えばアラファト派自身のサバイバルとして始まったのが明らかであり、一方イスラエルはインティファダを終わらせるパレスチナ人指導部としてPLOを選択した。そして、ユダヤ人口の増加率よりパレスチナ人の増加率が高く、イスラエルのユダヤ国としての意味を危険に晒すことから、労働党もアリエル・シャロンたちのカディマ(Kadima)も、「分離」を求め、「二国解決」案を求めた

Azmi Bishara/ Balad (political party)

Knesset 1996.1999.2003.2006



この「分離」されたパレスチナ国とは、どんなものなのか？イスラエル国会クネセト議員のアラブ・パレスチナ人アズミ・ビシャーラは、95年の段階で「オスロ合意は、イスラエルの占領と現状維持のままインティファダを解決させる為に、イスラエルがPLOを選んだことが、暫定自治の根本である」と看破していた。そして、パレスチナ自治政府(PA)はパレスチナ人にとって否定的役割しかもたらし得ないと述べていた。彼は、PLOのアラブ民族主義は既に「オスロ合意」を選んだ時点で終わったと捉えている。歴史的にPLOは、パレスチナの外で結成されて活動して来た。その為パレスチナ問題として常に難民問題について強く主張して来た。しかし、「オスロ合意」の結果、パレスチナ問題は「オスロ合意」以降、自治区の問題に取って代えられ「PLOは最早議題では無く『PAとアラファト』の話に変わった」とビシャーラは言う。



Map of South Africa and South West Africa (now Namibia). This map shows the Bantustans that were present in both countries./Bantustan (Republic of South Africa)

ビシャーラは「PLO反対派左派も、この構図の中にある」と捉えている。そして「イスラエルはガザの自治モデルに示されるやり方を全西岸地区にも同様に持ち込もうとしている。ガザの自治モデルとは『バンツースタン』に他ならない。イスラエルでも無く、主権も無く、そして住民は隣の国々に行くことも出来ない現実には、バンツースタンより酷い状態に置かれている。ガザの PA(パレスチナ自治政府)治安当局は、住民の為では無く植民国イスラエルのものだ。つまりガザ地区はイスラエルに分離され、かつイスラエルに政治的、経済的依存する事無しに存在できない。バンツースタンの門の開け閉めは、イスラエルの考え次第である。この『ガザ・モデル』を、西岸地区にも持ち込みつつある。西岸地区では、数百万ドルをかけて、ユダヤ人入植地を繋ぐインフラ整備が進みパレスチナ人の居住地は沢山に分断されている。最終的にこれらの分断されたパレスチナの事を、お望みなら国と呼んだらいい。そして、アラファトを皇帝とでもお望みならば。これが国家か？考えて欲しい。イスラエルとアラファトたちは、最終地位について、このバンツースタンについて交渉している。不均等な力関係の中で、延々と話し合うのだろうか。どこにイスラエル

ガザの PA(パレスチナ自治政府)治安当局は、住民の為では無く植民国イスラエルのものだ。つまりガザ地区はイスラエルに分離され、かつイスラエルに政治的、経済的依存する事無しに存在できない。バンツースタンの門の開け閉めは、イスラエルの考え次第である。この『ガザ・モデル』を、西岸地区にも持ち込みつつある。西岸地区では、数百万ドルをかけて、ユダヤ人入植地を繋ぐインフラ整備が進みパレスチナ人の居住地は沢山に分断されている。最終的にこれらの分断されたパレスチナの事を、お望みなら国と呼んだらいい。そして、アラファトを皇帝とでもお望みならば。これが国家か？考えて欲しい。イスラエルとアラファトたちは、最終地位について、このバンツースタンについて交渉している。不均等な力関係の中で、延々と話し合うのだろうか。どこにイスラエル

の撤退があるのか？イスラエルの自治の目的は、イスラエル軍の占領や現実をそのままに、分離を続けることにある。これがイスラエルのいう自治で、それを手放すことはない」とアズミ・ビシャーラは述べていた。

95年に彼の指摘した通りの「パレスチナ国」が今ある。モンテビデオ条約に於ける国家の基準は既に記した。又12年アッパース大統領・PLO 議長の国連総会への要求によって、パレスチナは「オブザバー国家」の資格を得た。しかし国の根本は、主権であり、自決権の行使にある。「バンツースタン」のパレスチナには、その力は無い。イスラエルはバンツースタンであれ、最終地位交渉を始めれば、占領支配地を相当手離さざるを得ない可能性が生まれる。ネタニヤフはそれを避ける為に、交渉を引き延ばしている。「バンツースタン」と言われるパレスチナが自律的国家として、イスラエルとの「二国家共存」は可能なのか？



Saeb Erekat

実際16年5月、パレスチナのイスラエルとの交渉団長の発言は、占領地返還の欺瞞を示している。交渉団長サエブ・エレカットは、85年の「オスロⅡ合意」によって、「A 地区として一部治安権限は移譲されたが、02年の第2次インティファダの時からイスラエル軍はA地区を含む西岸・ガザ地区全域を制圧し、以降イスラエル軍は西岸地区全域の治安権限を掌握し、日常的に A 地区内での捜査、パレスチナ人の逮捕、拘留を実行している」と述べたが、それは現在に至るも続いている。アズミ・ビシャーラは、その後、イスラエル政府によって、敵国に情報を流したと言う謂れの無い罪に問われ、抗議しつつイスラエルを離れた。その為クネセト議員の辞任に追い込まれて、その後カタールを中心に活動している。アズミ・ビシャーラばかりではなく、「オスロ合意」がバンツースタンになる事を、PFLP 等反対派も当初から指摘して来た。

イスラエル人側は、「二国解決」案を、どう考えているのか？元南アフリカ共和国大使であり、ヘブライ大学教授の A・リエルは「既にイスラエルとパレスチナは、一国家になっている」と発言している。南アフリカの黒人が白人地区に働く為に通っていた状況と、今のイスラエル占領下の西岸地区からパレスチナ人がイスラエルに働きに来る状況が同じに映るとして「早く二国家に分けないと、この現状を変えられなくなる」として、イスラエルの為に「和平交渉の早期再開が必要だ」と強調していると言う。（「次は何処で何が起きるのか？」小田切拓「世界」2015年11月号）多くのシオニストの「二国解決」案の根拠がここにある。



Peace Now 1978—/Blue White Future (BWF) 2009—/Ami Ayalon

イスラエルの中でも、少数のラカハなど非シオニズムのイスラエルの進歩的勢力は、パレスチナ人の民族自決権を支持して、「二国解決」案を求めている。しかし多くの者は、イスラエルの「ユダヤ性」を保持する為の分離として、「二国解決」案を語って来た。16年9月には、第3次中東戦争50周年を翌年に控え、ピース・ナウ、ブルー・ホワイト・フューチャー、元軍、情報機関などの幹部や閣僚のクネセト議員たちが共同で、イスラエルの将来をどうするのかの、国民投票の実施を呼びか

けた。「一国解決か、二国解決か、併合か、交渉による合意か、更なる50年の占領か、外交的解決か、決断の時が来た」として、クネセトに国民投票の実施を求めた。(ブルー・ホワイト・フューチャー(共同代表アミン・アヤロン)は 2009 年結成で、元軍、情報機関幹部を含む超党派団体。「二国解決」を目指し「民主的ユダヤ国家」としてのイスラエルを目指すとしている)

Basic Laws of Israel 2014/Benjamin Netanyahu 32th 33th 34th government of Israel
①2009—②2013—③2015—/Avigdor Lieberman (Yisrael Beiteinu) /
Naftali Bennett (The Jewish Home)

ネタニヤフ政権によって14年に改正された、「イスラエル基本法」によれば、併合した領土を他国に引き渡す為に国民投票実施を規定している。その為占領地の引き渡しを難しくしてきた。リクード・ネタニヤフとリーベルマン、ベネットたちが連立することでイスラエルの政権は更に右の政治が中心の座を占めるようになり、「二国解決」案否定を強く打ち出すようになった。極右でリーベルマンよりも右と言われる「ユダヤの家」党首、教育相ベネットは、17年5月ネタニヤフに対して「きっぱりと二国解決案の拒否を明言するよう」求めている。ベネットはイスラエルが西岸地区を併合し、「起業家精神に則った地域の経済発展を図り」「ガザ地区を安定させ、イスラエルをこの中東地域の安全・知・経済の中軸とさせるべきだ」と述べている。

Zionist Union 2014—/Israeli Labor Party・Hatnua・Green Party (Israel)/

Isaac Herzog/Tzipi Livni/Avi Gabbay

しかし、イスラエル政治勢力は流動的で拮抗している。「シオニスト連合」系統(旧労働党系を含む野党)にも再び政権掌握の機会はある。アッパースは、それに期待を賭けて15年のイスラエル総選挙前に労働党との秘密交渉の合意を作り上げようとして来た。「シオニスト連合」とアッパースの求める「二国解決」案には開きがある。しかも野党も年々右傾化して来た。既にパレスチナは、治安、経済などがイスラエルに組み込まれ、「非武装国家」を宣言したパレスチナ国は、一体どんな国となり得るのか？

(2) パレスチナの描く「二国解決」

アズミ・ビシャーラは、「オスロ合意」を否定した代案を、95年に戦略的に描いていた。「オスロ合意」によって既に武装闘争による選択肢は勝利に向かう意義を失っているとして、政治的にイスラエル・パレスチナ自治政府(PA)と闘う道を求めた。民族の将来を一致して闘い取るために、彼は二つの道しか無いと訴えた。その一つは、ヨルダンとの連合を戦略化して実現を目指す道だと主張した。ヨルダン・オプションによってパキスタンのパレスチナをヨルダンの王政に統合する事によって、アラブ世界との政治・経済的繋がりを復活させ、イスラエルと対峙する道である。もう一つのビシャーラの道は、「一国二民族」案だが、それは後に触れたい。

ビシャーラの言う、ヨルダンとの国家連合の選択肢への、戦略的準備はどう可能だろうか。ヨルダンの王政にパレスチナ自治区(又は国を名乗るパレスチナ)を統合する事によって、アラブの一員として政治・経済的繋がりを復活させる道は、イスラエル国家の下に置かれる将来のパレスチナ国よりも、パレスチナ人は受け入れるだろうし、アラファトが描いた道でもあった。このビシャーラの考えは、67年にイスラエルに占領される前の西岸地区、1950年に併合されたヨルダン王政統治と共通するものであろう。



For many young Palestinians, the landmark Oslo accord, which Yasser Arafat signed with Israeli prime minister Yitzhak Rabin 25 years ago on Thursday, was a betrayal that has only consolidated Israel's occupation

「オスロ合意」時アラファトは、イスラエルとの協力を念頭に置いた暫定自治区・パレスチナ自治政府(PA)を想定していた。それはイスラエル側の要求という側面と同時に、アラファト・PLOの思惑として「CD合意」にある「ヨルダン領自治区」として、67年戦争以前の姿になる事を警戒したのだろう。アラファトは、独立無しの自治を望まなかった。「オスロ合意」交渉過程でもアラブ民族主義を主張する勢力は、通貨、水、電力などの基本的インフラをヨルダンやエジプトに依存し、イスラエルに依存しないように求めている。イスラエルに依存して独立する危険とアラブに依存して独立するリスクをアラファトはどこまで考慮したのだろうか。アラファトは、多分国際社会と共通する世俗的基準を持つパレスチナ国家を展望し、米欧の協力を受け、アラブ諸国の干渉を排したものとして、電力や通貨などイスラエル依存の方向に、「オスロ合意」を進めたのだろう。今では、暫定自治が長期化し「オスロ合意」に基づくアッバースの望む最終地位交渉が再開した場合、パレスチナ側の譲歩によって、決着する可能性はある。

これまで見て来たように、国際社会のコンセンサスに応じてアッバースが推し進める「二国解決」案は「難民の帰還の権利」に基づいて問題を解決することは出来ない。「イスラエル領」とされてしまっている故郷に戻れない人々はどうなるのか？パレスチナ国に受け入れるのか？難民として滞在している国に同国人として同化し暮らすのか？それとも米欧が引き受ける移民枠の中で新しい生活を始めるのか？しかし、この選択肢の中でシリアについて最も多くの「48年難民」を抱えるレバノンでは、同化は不可能である。宗派人口によって制度化されたレバノンの政治システムが変らない限り、パレスチナ人のスンナ派人口が増える事は、レバノンの安定を脅かす為である。

「オスロ合意」によってパレスチナ指導部は、自治区のあれこれに忙殺され、中心問題で在る国連決議194の難民の帰還権、難民の発言権や要求を、全人民投票も無く、人民の意向を反映せずに来た。最終地位交渉が再開されても、結局何人を受け入れるか否かと言った、数の取引に「帰還の権利」を収斂させられて行くだろう。更に最終地位合意は、このまま行けば、最終地位枠組で既に述べたように、国連決議194の放棄ばかりか安全保障、国境管理、入植地の土地の交換でも、「エルサレム問題」でもパレスチナ側の要求は、良くて「モラティノス文書」のレベルの結着なのだろう。

既にパレスチナ側は「モラティノス文書」によれば、ヨルダン国境地帯、ヨルダン溪谷のパレスチナ領にイスラエルの早期警戒の軍事施設の残留を認めている。パレスチナの国境管理は、パレスチナが握れるかどうか疑わしい。国連軍か、パレスチナ・ヨルダン・エジプト・イスラエルによる共同管理が陸、海、空に続かざるを得ないだろう。結局、パレスチナの自律、自立も失われる。そしてその結果、何よりもパレスチナの主権を行使する為に民族自決を求める政治勢力との階級的な対立が激化するだろう。一方イスラエルは、「オスロ合意」をアラブボイコットの形骸化に活かしたように「最終地位」の妥結は、アラブ諸国とイスラエルの通商、外交の正常化を促すものとなる

だろう。

「二国家共存」は、「パレスチナの主権の犠牲の上に可能だという結論となるだろう。もっと言えばイスラエルの安全保障の犠牲として成り立つパレスチナ国は、在外のパレスチナ難民の犠牲の上に始まるのである。アッバース体制は、米国・イスラエル・支援国会議に一方で依存し、他方でパレスチナ勢力の統一の試みに与して延命して来た。実体と主権の乏しいパレスチナ国は、「オスロ合意」の辻褃合わせのその延長上にある。そして、米国・イスラエルの要求の圧力の前でアッバース・パレスチナ自治政府(PA)は、パレスチナ解放勢力の武装解除を強硬に更に求めるだろう。

しかし、イスラエルの占領の現実が変化していない以上、反占領の闘いは続かざるを得ない。

「二国解決」の「最終地位の合意」とは、パレスチナ・ヨルダン・イスラエルに、新しい人民運動の変革の波を創り出さずには置かないだろう。パレスチナ自治政府と人民の対立は、非和解放的とならざるを得ない。イスラエル側がラビン首相のように戦略的に考えるならば、最終地位の合意によって、パレスチナ国を認可し、サウジアラビアを含む反イラン勢力と中東新秩序作りを目指し、イスラエルの政治・経済・技術の主導的な国創りを行う方が有効であろう。そういう時代は必ず来るはずである。又ネタニヤフ政権のように一国支配のままに、パレスチナ人を分離したままの領土併合のままアラブ諸国との反イラン共同を進める企みである。それらを見越すならば、パレスチナ自治政府は、自立国家創りに向けた、民族的統一の土台を創ることこそ、「二国解決」案の一步であろう。つまり、反占領を第一として、イスラエルとの保安共同など「オスロ合意」からの離脱である。しかし、アッバース・パレスチナ自治政府(PA)は、米欧頼りの政治的、経済的要請を繰り返している。



Israelis participate in a pro-peace rally in Tel Aviv, May 27, 2017. Yellow signs read: '50 years is enough, peace now'

一方イスラエルでは、17年5月テルアビブで「二国解決」を求める1万5,000人のデモがあった。67年戦争の占領50年を前に、ピース・ナウ、シオニスト連合(労働党系)、メレッツなどが主催したものである。アッバースもメッセージを送った。

アイザック・ヘルツォーク(Isaac Herzog) 労働党党首は、「50年前、ユダヤ人民民主国家であったわが国は、他の人民を暴力で支配する国になった。これからユダヤ民主国家に戻す闘いを今宣言する」と述べて、右派に替わる中道左派連合を作ろうと呼びかけた。又「アラブ連合リスト」のクネセト議員アイマン・オデは「ネタニヤフ政権が、過激化し、人種主義・反民主的となっている今、民主主義国家の全ての市民の平等と民主主義を擁護する陣営を築こう」と訴えた。アッバースはメッセージで「紛争を終わらせる唯一の道は、67年の国境に沿って二つの国を併存する事だ。まだ時間はある」と述べた。アッバースは、労働党政権の登場を待って、最終地位交渉を纏めようとするだろう。その分アラファトが拒んだ国連決議194の「帰還の権利」、「エルサレム問題」、「入植地問題」も再考、妥協され、合意に持ち込まれる公算は強い。自律性を欠いたままの「パレスチナ国家」は、現状の「自治」とあまり違わないという危険性が見通されている。

Isaac Herzog/Israeli Labor Party2003–2018/Zionist Union2015–2018

16年6月に暴露された情報によると、15年イスラエル総選挙前に、アッバース大統領とイサーク・ヘルツォグ(イスラエルの野党「シオニスト連合」)が秘密会談を行っていたという。ネタニヤフに代わって「シオニスト連合」が政権担当に当たる場合、02年のアラブ連盟の「中東和平案」を基礎に紛争解決を図ることで合意したと、労働党のエフライム・スネー前議員が語ったという。

それによると「アラブ和平案」を基礎に、第1にパレスチナ国家は67年戦争でイスラエルが占領した領土と100%面積の同じ地域を国土とする。第2に4%を限度に、必要な領土交換を行う。第3に東エルサレムをパレスチナ国家の首都とし、イスラエル軍のこの一帯からの撤退を行う。第4に東西エルサレムは、単一の行政当局が統治する。第5に西の壁(嘆きの壁)地区は、イスラエルの主権下に置く。第6に難民問題では国連決議194に依拠するが、イスラエル領への帰還は象徴的なものに留め、大部分には補償とする。第7に安全保障上、ヨルダン溪谷に象徴的にイスラエル治安部隊のプレゼンスを認め、「テロ防衛」の為イスラエル、ヨルダン、パレスチナ三者が強力するといった内容であった。アッバースは、「オスロ合意」の秘密交渉時から、難民帰還の問題を無理と考え、イスラエルの合意可能な枠組作りを励んだ。アッバースは、アラファトが譲らなかった内容も譲り、イスラエル総選挙で労働党、シオニスト連合が勝利すれば、このレベルで決着を付けるに違いない。これがパレスチナ自治政府(PA)の「二国解決」案であろう。

- ①Palestinian National Initiative (Mustafa Barghouti) /② Palestinian Democratic Union
- ③Palestinian People's Party (PPP) —original Palestine Communist Party/
- ④Democratic Front for the Liberation of Palestine

「二国解決」案でも、パレスチナ民族イニシアティブ(PNI)のムスタファ・バルグーティ、パレスチナ民主連合(FIDA)、パレスチナ人民党(PPP)、パレスチナ解放民主戦線(DFLP)など武装闘争を選択しない勢力もある。彼らは、イスラエルの占領に反対し、アッバースの「オスロ合意」プロセスに反対しつつ88年第19回パレスチナ民族評議会(PNC)の「パレスチナ国家独立宣言」に基づく闘いを求めている。特にパレスチナ自治政府(PA)の民主化を要求し、政治闘争によって闘っている。(PPPは、「二国解決」案を求めて、「オスロ合意」に当初は熱烈に支持した。しかし、和平プロセスの実行の中で明確に反対するようになったと言われている)



the 19th Palestine National Council (PNC) 1988

私たち当時の日本赤軍は、88年第19回 PNC 決議に基づいた「二国解決」案に賛成を表明し、PNC 決議を支持した。その内容はパレスチナの22%の領土にパレスチナの世俗的民主国家をまずもって独立国家として樹立する事であった。そして、その実現は「土地と平和の交換」

原則に基づき、国連決議194、242を踏まえた国連の主導する公明正大な国際会議による和平交渉と、「パレスチナ国家独立」の牽引力となった第1次インティファダの反占領闘争の、二つの車輪によって成し遂げられるとした闘いの方針を支持したからである。それが「オスロ合意」によって、シオニスト・イスラエル指導部との和解によるインティファダ潰しと、そのパレスチナ側の抑圧主体としてアラファト・PLO が転向した時、解放闘争は機関である PLO はこれまでの役割を放棄してしまった。

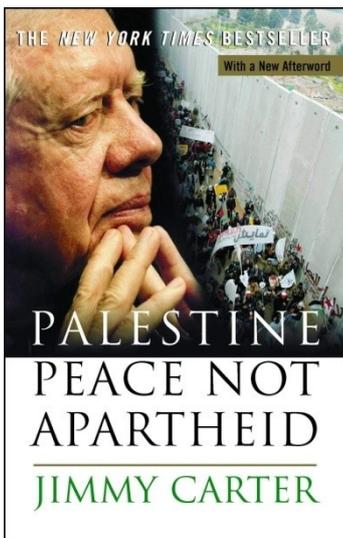
「二国解決」案も「一国解決」案も、力関係の非対称性のイスラエルと交渉する限り、そこには厳

しい現実がある。「土地と平和の交換」原則は果たされず、イスラエル政府は入植地を増やしなが
ら入植地の併合を主張している。「二国解決」案で作られた国にイスラエルへのパレスチナ難民の
帰還の余地はほとんど無く、東エルサレムを含む全土の主権も権利も狭められ、イスラエルの戦
略的要求に必要な入植地の併合を認めるよう、パレスチナ側は求め続けられる。88年第19回
PNC に於いて「パレスチナ国家独立宣言」に描いた「二国解決」案では無い。アッバース体制が続
く限り、米国・イスラエルとの妥協的な取引の中に、エルサレム問題を含めて、パレスチナ国家は
押し留められて行く。その力関係すら今や危うい。

その事を見通して、ヨルダン国民と連邦の中で、民主化の徹底の道を進むことが、一つの選択
肢としては残されるだろう。しかし、アッバースたちの妥協によって生まれるパレスチナ国は階級
的闘争、世俗主義と宗派勢力による対立が続く事を覚悟せねばならないだろう。「オスロ合意」の
脱却の中で、「二国解決」を実現する道こそ、再考される必要がある。それは「オスロ合意」を破棄
し、パレスチナ国家独立を宣言した上で、ヨルダンとの連邦を掲げ、パレスチナ自治政府(PA)を
組み替えて行く道となるだろう。「オスロ合意」の脱却による「二国家共存」を求めているのは、PNI、
DFLP などである。PFLP も、又全土解放戦略を求めつつ、当面の戦略として「オスロ合意」の脱却
による、国連主導の和平交渉の再建を求めている。

3 他の「解決」案はあるのか？

(1) 「一国解決」案



Jimmy Carter

09年9月、パレスチナを再訪問したカーター元米国大統領はパレスチナのリーダー達に会った後、パレスチナ人たちの考えは「一国解決」に傾きつつあるのが実情だと語っていた。もちろん、イスラエルが西岸地区も東エルサレムも植民地化し、全パレスチナを支配しようとしているのは明白であるとパレスチナ人は言ったという。それでもパレスチナ人は「ヨルダン川から地中海にわたる一つの国を認めることも考えている」とカーターに述べた。「パレスチナの独立国家を断念する代わりに民主主義の下でユダヤ人と同じパレスチナ人の権利を主張して行くことを考えている」と。この非暴力の市民権闘争は、マハトマ・ガンジー、マルティン・ルサー・キング、そしてネルソン・マンデーラの例があると語ったと言う。カーターによれば、あの地域でパレスチナ

のリーダー達は「二国解決」を望んでいるが、同時に現在の人口統計を考慮しているのだと言う。既にあの地域全体の人口は、少しだけ非ユダヤ人の人口が多いが、ここ数年でアラブ・パレスチナ側が、明白な多数派を構成する事になるからだとカーターも認めている。

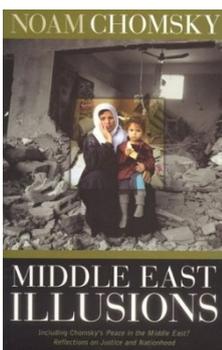
「オスロ合意」以降、PLOが最早全パレスチナ人の政治的意志を統合しきれず、パレスチナ自治政府(PA)は、パレスチナ立法評議会(PLC)の承認も受けず存在し、既にアッバースの任期も切れ、06年選挙でハマースの勝利したPLCも10年には任期が切れており、「オスロ合意」の先にパレスチナ独立国家の希望が示されない現実に対する人々、ことにパレスチナ住民のリーダーシップを執る有識者らの声が「一国解決」案の声として広がり始めた。



Azmi Bishara/ Balad(political party)2017

アズミ・ビシャーラは、「オスロ合意」=「バンツースタン」の道乗り越える選択肢として二つしか無いと95年に述べていた。一つは先に述べたようにヨルダンに統合される国家連合の中で、アラブ国家としての紐帯を獲得する事、もう一つは「一国家二民族」案への道である。アズミ・ビシャーラは言う「オスロ合意の国家とは、バンツースタンの集合体の国であり、ここには難民問題を解決することは不可能である。難民問題の解決を考える為には、ヨルダンとの国家連合によって問題を解決するか、「一国家二民族」案によって難民の地域と主権を解決することが出来る」と捉えている。又「孤立したパレスチナ国家を西岸・ガザ地区に作っても、常にイスラエルの軍事的ヘゲモニーの下で目下の同盟者としてアラブ諸国に対立する役割を負わされる」と述べ、孤立し、主権を持ち得ない国家では無く「一国家二民族」を求めている。もちろん、大イスラエル主義の「一国家論」では無い。ユダヤ人とパレスチナ人の分離に対して闘い、対等で平等な民主主義に基づく市民社会の形成を求めている。

この道は、又68年パレスチナ解放闘争の民族憲章に基づいて、民主パレスチナ国家の建設を訴えて来た道と通じている。パレスチナ人もユダヤ人も平等に暮らす世俗主義の国家であった。パレスチナが民族解放闘争の中で封建制を打破して来た闘いは、「オスロ合意」を経て今や部族主義、家父長主義を増大させ、退行した中にパレスチナ自治政府(PA)があると、アズミ・ビシャーラは見ている。その意味でも、ユダヤ人と共同し、平等な人権を求める闘いは、新しい可能性を開くだろう。「一国家解決」案ならまず、分離壁が解体され撤去されねばならない。そして、イスラエル・ベギン首相が飛びついたまやかしの自治では無く、国籍も市民権もユダヤ人同様に全パレスチナ人にも与えられねばならない。そこに中東に於ける民主国家として地域の変革の砦となる夢を描くことも出来るかもしれない。



binational/Noam Chomsky/Edward Said

しかし、私はバイナショナル(二民族)国家は、「民族主義」の偏向が生まれれば、優位の民族による他の民族抑圧が生まれる危険があると思う。民主・世俗・法治国家によって平等の保障される事が前提に無ければ危険である。その危険

の方が今や強い。シオニズムと闘うこと無しに、この民主国家は成立しない。

Reuven Rivlin (President of Israel) 24 July 2014—

イスラエル大統領リクードのリヴリンは「一國解決」論を訴えている。西岸地区を併合し、そこに住むパレスチナ人に完全な市民権を与えるべきだと主張する。「シオンは、我々のものであり、主権はその隅々まで及ぶべきだ」「主権の及ぶ地では、例外なくすべての人に市民権を与えるべきだ。区別があってはならない」と訴え、又土地強奪法に反対し「イスラエルの主権下でない土地



に、その法令を押し付けるべきではない」と述べている。大イスラエル主義の立場の彼は、ユダヤ人とパレスチナ人の同等の権利を謳う。領土を併合し、ユダヤ国民国家基本法のもとに実質的にユダヤ支配下に、アラブ住民を統治出来ると考えているのであろう。



Yakov M. Rabkin (a professor emeritus of history at the Université de Montréal)

ヤコブ・ラブキンは、リヴリン大統領発言に対して、だからと言って「もちろん楽園が訪れることはありません。南アフリカはアパルトヘイトを撤廃しましたが、経済的、社会的には黒人の状況は悪化しています。同様に、一国家という事になれば、イスラエルは選挙権など、同等な政治的な権利をパレスチナ人にも与えてもイスラエル支配層は経済的支配は譲らないでしょう」と述べている。ヤコブ・ラブキンはシオニズムをユダヤ教徒の立場から批判してきた。

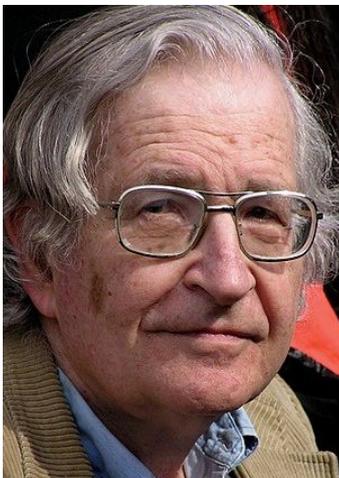


Zehava Gal-On (1999–2017 Meretz)

Basic Law: Israel as the Nation-State of the Jewish People 19 July 2018

イスラエル国家を「ユダヤ国家」と定義付けようとするイスラエル・ネタニヤフ政権の下で、17年5月7日、クネセトの委員会は、「ネーションステート(ユダヤ国民国家基本法)」法案を通過させて本会議に送り、18年7月にこの人種主義法案成立させている。修正案によって、当初よりも緩和され「ユダヤ国家」を「民主国家」に優先させてはいないとされ、国語はヘブライ語と規定し、アラビア語の「特別な地位を認め」その話者には、「国政上のサービスで便宜を図る」とされた。現行制度では、アラビア語はヘブライ語と並ぶ公用語とされていたものを格下げした。「ユダヤ民族国家」を求める法案提案者のリクード・アヴー・ディヒテルは、「われわれのアイデンティティ確立の大きな一歩だ」と語り、野党メレツ党首ザハバ・ガル＝オンは「イスラエルのアラブ系市民と民主主義に対する宣戦布告だ」と批判した。

シオニズムは、文化的シオニズムを排して民族政治運動としてパレスチナにユダヤ民族主義と植民地主義を持ち込んだ。それ以来ユダヤ教を中心とするユダヤの伝統は、イスラエル建国によって歪められ、シオニズム民族主義国家に変質して来た。



Noam Chomsky 2004

その点についてユダヤ系米国人のノーム・チョムスキーはシオニズムについて、04年3月次のように述べている。「1942年12月まで、シオニズム運動はユダヤ国家というものを正式に約束していた訳ではありませんでした。1948年5月に国家が建設されるまでは、シオニズム運動の内部にもユダヤ国家に対する反対が存在していました。後にはプロパガンダの為に『シオニズム』の概念は非常に狭いものに限られて行きました。70年代には、イスラエルは領土拡張と米国への依存を、安全と地域への一体化よりも、優先することを選択し、『シオニズム』の概念は事実上、イスラエル政府の政策を支持する事を指す

ことへと狭められました」と述べている。



A group of Ashkenazic Jews in Jerusalem, circa 1885
Ashkenazi Jews (Jewish diaspora population who
coalesced in the Holy Roman Empire around the end of
the first millennium) /Mizrachim,

イスラエルの多民族国家の実態は歪められ、ユダヤ民族国家化を進める一方で、西岸地区の併合の永続化によって、パレスチナ人の国籍、市民権を排除する分離自治計画を推し進めた。その延長上に「オスロ合意」があった。こうした中で、「一国解決」を求めるならば、アズミ・ビシヤ

ーラの平等と民主主義を求める闘いは、政治的シオニズムとの闘いが戦略的に求められなければ成らない。ことに、ネタニヤフ政権の経済政策によって、グローバル資本主義化したイスラエルはイスラエル社会に格差を広げた。権力の頂点を維持してきた欧米主義アシュケナジームの政策によって、アラブ中東文化と親和的なミズラーヒムの文化やユダヤ人との格差、差別を広げてきた。

ミズラーヒムたち抑圧されたユダヤ人の層は、もっとも弱い立場にあるパレスチナアラブ人に対する差別によって、自己の立場を保つ構造の中に置かれ、リクードなどの集団に取り込まれてきた。こうしたユダヤ人の層は、現状ではパレスチナ人に対する対立の前線を強いられている。しかしパレスチナ人によって「一国解決」論が、反シオニズムの内実を育てる時、「一国二民族」案は中東に於ける民主主義国家の先駆けともなり得るだろう。又「一国解決」案は、70年代のパレスチナ民族憲章を踏まえた「パレスチナ民主国家」建設に向けた実質的実現として民族主義を越える「全土民主化戦略」へと再建する希望が育つだろう。民族排外主義を越える市民社会を目指すなら、そこには、多くの積極的意義がある。

まず、分断の解体である。「分離壁」を解体する事、パレスチナ人の居住、職業、言論の全ての自由とユダヤ人との平等、対等な国民として選挙権を持ったイスラエル、又はパレスチナ人となる。それを実現出来るのは、世俗国家であり、民族主義シオニスト・イデオロギー国家の解体でもある。信仰の自由は、エルサレムの分割を不要として、誰もがエルサレムの聖地で自らの信仰に基づいて礼拝することが出来る。こうした国創りには、パレスチナの解放闘争勢力も、又民族主義を超えた闘いの質的転換を既に要求されている。

占領下の人民は、抵抗し闘う権利を持っている。どのような形の闘いも占領軍が軍事暴力的である限り、武装闘争を含め、あらゆる抵抗の権利がある。それを踏まえた上で、より政治闘争の勝利に戦略を定める必要がある。民族主義を脱したイスラエル人と共同する反占領、反シオニズム(反差別)の闘いによって、民主主義「一国解決」を実現する道を切り拓くことが重要であろう。ユダヤ系イスラエル人やアラブ系イスラエル人の抑圧の中で、闘って来た歴史を踏まえ現状を越える政治共同を相互に強化する事こそ、より有効な武器たりうるからである。



Neo-Zionism/ Ya'akov Katz (politician born 1951)/ARUTZ SHEVA7

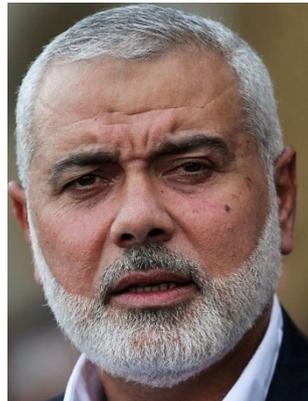
リクードを始めとする右派は、「一国解決」案の不利を悟り併合したい部分は併合した上で「二国解決」案によってパレスチナ国を睥睨し、軍事的に何時でも侵略することが可能な「二国解決」案、つまり「暫定自治」の現在と同じような支配の、「二国解決」案を考え始めている。イスラエルのリベラル紙「ハアレツ」の2018年1月11

日号の記事によると、オバマ政権の高官4人の話として2014年頃、オバマ大統領に対し、ネタニヤフ首相は西岸地区の大部分を併合し、その代替えにエジプトのシナイ半島北部をパレスチナ側に割譲させる打診をしている。パレスチナ国家を西岸の一部とガザ、及びエジプト領シナイ半島北部で構成させると言う厚かましいものであったと言う。しかし、超右派シオニストの考えは、「ユダヤ人は聖書に記述されたパレスチナを含むすべての『イスラエルの土地』に住み、パレスチナ人はこの土地から出て、隣のヨルダン、シリアなどのアラブ諸国に移ることだ。もしパレスチナ人がイスラエル国家の支配を受け入れるなら、この国に住むことは認めても良い」とするイスラエルによる「一国家支配」構想が主流を占めている。つまり、「一国解決」案の危険は「現状維持」の合法化を強いられ事にある。パレスチナ自治区はイスラエルの領土とした上で、自治区の分離壁に始まる分断は続け、次々と西岸地区に入植地を拡大し、それが合法とされる可能性である。

「一国二民族」論も「一国民主国家」論も、「オスロ合意」のネガティブな残骸を直視する所から始めなければならない。戦略的には、イスラエルと呼ばれるかパレスチナと呼ばれるかは、定かでは無いが全パレスチナの世俗的民主国家化によって、シオニズムを越えた「分離壁」の無い社会を望みたいが、それは長い時間を要するだろう。イスラエルとの国交正常化など、アラブ諸国政府もイスラエル・米国の軍事的、経済的支援にパレスチナを犠牲にした動きは今後も対イラン政策を口実に起こるだろう。将来の民主一国家を戦略としつつ、当面は「オスロ合意」破棄の上に、アラブ連盟諸国と「二国解決」を求め、イスラエルの征服を阻止することが、現状の選択肢と言えるかも知れない。全パレスチナ人、アラブ諸国人民との連帯を常に射程に入れ、国連をバックにイスラエル人と共に、民主を求め合う道である。

(2) 語られた他の選択

「二国解決」案、「一国解決」案(「一国二民族」案)の他にどのような選択肢があり得るのだろうか? 「オスロ合意」に反対してきた勢力は、どのようなパレスチナを描いているのか?



Khaled Mashal/Ismail Haniyeh
Hamas Movement/Hamas' new platform
May 4, 2017

第1に「全土解放戦略」を求める闘いがある。シオニズムとシオニストによる国家を認めないものである。その内でもハマースやイスラーム聖戦機構は、イスラーム法に基づく社会を求めている点で、左派の「全土解放路線」とは相容

れない。ハマースの綱領で示されたように、パレスチナはイスラームのワクフ(Waqf イスラム法に基づく譲渡不可能な慈善寄付)の不可分の土地であり、分割出来ないとして、占領者シオニストに対する闘いによって全土を取り戻すとする考えに立って闘ってきた。

しかし、17年5月ハマースは新政治綱領を発表し、柔軟な多少の変更を行ったとされる。(ハレド・メシャールからイスマイル・ハニヤに政治局長も交代している)しかし、新綱領でもイスラエル国家は正当性は無く、違法なものとして承認しないという立場は変わっていない。イスラエルを「シオニスト政体」と呼んでいる。新綱領では、シオニスト、シオニズムに対する闘いである事を明確化し、ユダヤ教徒やユダヤ人と敵対するのでは無く、占領に対する闘いと規定した。そして67年戦争以前のグリーンラインを国境とすることを認めた。又パレスチナ難民の「帰還の権利」は「譲ることの出来ない自然権である」とし、パレスチナ人の帰還の権利を主張する。パレスチナの首都エルサレムは、パレスチナ人とイスラームにとって譲ることの出来ないアルアクサー・モスクを擁する聖地であり、パレスチナの主権の下にあるとした。対占領闘争は、非暴力抵抗運動と並んで武装抵抗の正当性を主張し、その手段と方法は、必要に応じて使い分けると表明した。これまでもハマースのハレド・メシャールが同様な点は述べていた。パレスチナ国民が認めるならば、グリーンラインを国境とする「二国解決」案を認める立場である。

もう一つの「全土解放戦略」は、PLO 左派らの考えである。PFLP は、まずもって「二国解決」案の実行を求め占領下の武装闘争を含む抵抗運動を続ける。この「全土解放戦略」は、二国家を認め、イスラエル国内の反シオニズム社会革命を求め、パレスチナ・イスラエル両国の民主国家を作り挙げるといふ政治革命の展望である。こうした考えを持つPFLPら左派は「建国は全土解放の一過程」と位置付けており、民主国家建設を一貫して目指している。(ファタハ・インティファダは、「二国解決」案を88年第19回パレスチナ民族評議会(PNC)から認めていない)



Peter Cohen/The Huffington Post/The Root Cause of the Never-Ending Conflict in Palestine; and How to Fix It 2014

他に「パレスチナ・イスラエル紛争」の解決案としてどのように語られて来たのか？14年のイスラエル軍のガザ侵略・虐殺後、オランダの社会学者でユダヤ人のペーター・コーヘン論文が、「ハフィントン・ポスト」にアップされて板垣雄三によって紹介された「イスラエル国家解体論」(「終わることのないパレスチナ紛争の根因:それをどう正すか」)がある。中東和平やパレスチナ和解の「二国解決」方式や「一国解決」方式などを斥けた提案としてある。つまりペーター・コーヘンは、中東パレスチナ紛争の本質は、民族・宗教紛争では無く、植民地主義による先住民駆逐・土地略奪であって、問題解決は欧米が創り出した植民国家イスラエルの解体を於いて他に無い。犠牲者とされたパレスチナ人の国が建設されるべきであり、他方、立ち退くべき植民者のユダヤ人にも、彼らやその父祖たちも棄民した欧米諸国が先頭に立って補償を与え、再移住を受け入れるイニシアチブを取るべきである。

国連を中心に世界全体が協力しあって、力に驕るイスラエルに対しては、経済制裁の圧力をかけ、反面ユダヤ人入植者の立ち退き計画では、かつてパレスチナ人が舐めたナクバの再現を回避する。こんな道筋で、紛争の公正かつ賢明な平和的解決方式を、構築すべきだと主張して

いる。もちろん、イスラエルを始めとする国際社会とシオニストはユダヤ人の総括として提出されたペーター・コーヘンの提起を受け入れることな無いだろう。

Muslim Brotherhood/Mohamed Morsi

又パレスチナの未来について語ったものとして、他に「シナイ半島ミニ・パレスチナ国家」案がある。これは12年11月にイスラエルがガザ地区空爆を行った際、エジプトのムスリム同胞団のムルシー政権が休戦協定を仲介した時の話だと言う。この折にムルシー政権、ハマース、イスラエルの三者の間でエジプト領であるシナイ半島にパレスチナ人を入植させて「ミニ・パレスチナ国」を創ろうとする計画があったという。詳しい真意は不明だが、エジプト共産党は、ムスリム同胞団批判として主張した。「もっとも危険なことに彼ら(ムルシー政権)は(エジプトの)国土を売り渡す準備さえ出来ており、イスラエルや米合衆国と妥協して、パレスチナ人をシナイ半島に再移住させると言うシオニストの計画実施に合意していたことが暴露された」と、13年8月3日エジプト共産党は表明したと言う。



Tokyo University of Foreign Studies. All Rights Reserved News from the Middle East

又13年9月2日付けの新聞「アルハヤト」紙にファタハのウサーマ・カワースミー報道官が暴露した所によると「エジプトの人民革命は、シナイ半島のエジプト領土まで広がるガザ小国家の設立計画を挫折させた」とし、ハマースとムスリム同胞団がこの小国家の設立を非公表ながら相互に了解していた事を示したと言う。

ファタハは9月1日声明で「6月30日のエジプト人民革命は、パレスチナ問題における国民・国家意識を表現した。革命の力と強大なエジプト軍の思慮深さによって、ガザ地区の母国からの分離を阻止した」とし「経済的、商業的、工業的な諸計画を策定すること、何千ものパレスチナ人へエジプト国籍を与えること、そして彼らの一部に対して限定的にシナイ半島内の土地所有を許可すること、これらが難民問題の解決とエジプト領土を犠牲にしたパレスチナ国家建設を目指した複数の当事者による陰謀の最大特徴だ」「ガザ地区の母国からの分離は20世紀半ばからイスラエルが表明している目標だった。イスラエルは、前政権、アリエル・シャロン首相の時にこれを継続し、67年戦争の国境での占領地に於けるパレスチナ国家の代わりにパレスチナという本質のみが焦点となるように仕向けた。これは西岸地区とエルサレムへの支配を強化しパレスチナ国家計画をご破算にし、パレスチナ国家建設の禁止の為の前奏曲であった」と批判した。

この最大級の批判に対し、ハマースのサラーフ・バルダウィーは、パレスチナ自治政府(PA)やファタハの代表数人が、ガザ地区のハマースに対する誤解を生むようなメディア・キャンペーンや、一部エジプトメディアに於ける反パレスチナ人の扇動を行ったと批判し、こうしたキャンペーンがガザ地区や検問所、エジプト国内のパレスチナ人に悪影響を与えた、と語ったと言う。(東京外国語大学WEB/TUFS media「日本語で読む中東メディア」から)

ガザ地区に対する封鎖と空爆、侵略に対抗し、エジプト・ムルスイ政権が封鎖に対抗するハマースの闘いに協力した在り方が、エジプト革命の中でクーデター後発覚し、その情報と共に ファタハがハマース批判を行っている内容であるが、これは「ガザ・ミニ国家」として批判する以前に、反占領闘争こそファタハ・パレスチナ自治政府(PA)は、統一によって作り出す立場にある。この「ミニ国家」はパレスチナ解放闘争に置けるガザ封鎖を克服する対策の一つとしてあったかも知れないが、それ以上では無いだろう。



Hizb ut-Tahrir 1953 East Jerusalem

Hebron/Taqi al-Din al-Nabhani/Ata Abu Rashta

他にヘブロンを中心にパレスチナ自治政府(PA)と対立する「自由党」がある。自由党はカリフ制シャリア法の下にモロッコからフッリピンまでイスラームの単一国家樹立を主張するイスラーム主義政党で、53年にエルサレムで結成された。PAの「二国解決」案に反対し、非暴力のデモを行っている。

パレスチナ自治政府(PA)は自由党の非暴力デモに対して警告射撃や催涙ガス弾の使用で逮捕やデモ解散させたりしていると言う。平和デモによって人権侵害を受けていると、パレスチナ自治政府(PA)は人権団体から告発された。

これまでの所、パレスチナ解放の選択肢は、イスラエルとパレスチナの二つの力のあまりの非対称性故に、どれも困難に直面せざるを得ない。「二国解決」案であれ「一国家解決」案であれ、どちらにもパレスチナ人にとっては未来に向かう希望の芽はありながら、イスラエルの利益のみが押し付けられ今日に至っている。米国政府のイスラエル支援がその大きな政治的物資的要因である。数千年の歴史の中で共に暮らしていたパレスチナ人のユダヤ教徒もアラブ人も分離することは出来ない。イスラエルが分離の為に壁を作り、法によって差別を正当化しても、パレスチナ人は尊厳を持って存在し続けて来たし、存在し続ける。



Edward Said 1935—Died 24 September 2003 (aged 67)

エドワード・サイードは、アラファトという指導者の在り方、「オスロ合意」体制を激しく批判を繰り返して来た。エドワード・サイードよれば、真の闘いは二つの共同体がアラブ人とユダヤ人の権利を平等に求めるものであって、分離した必然的に従属的で弱いパレスチナ国家を創る事を批判して来た。「オスロ合意」が本当にパレスチナ人とイスラエル人に平和をもたらすものではない

ことを当初から警鐘を鳴らして来たサイードは、「オスロ合意」の破綻を克服する手始めとして99年「アルハラム」紙に次のように記している。

「今日のイスラエル人とパレスチナ人の現実に完全に欠けているものを育てることだ。一民族や人種の共同体ではなく、シチズンシップ(市民権)という概念とその実践。これが共生に向けた主な媒体となる。近代国家では全ての構成員がそこに存在し、権利と責任を共有することによって市民となる。従って市民権はイスラエルのユダヤ人にもパレスチナのアラブ人にも同じ特典と

資源を享受する権利を与える。それゆえ憲法と基本的人権が、この対立の出発点を乗り越える為に必要となる。それぞれのグループが等しい自決権を持つことになるからだ。自分たち(ユダヤ人あるいはパレスチナ人)の流儀に従って共同生活をおくる権利を持ち、おそらくは連邦制の形でエルサレムに共同の首都を置き、土地へのアクセス権と世俗的な司法上の不可侵の権利を平等に補償されることになるだろう。いずれの側も宗教的な急進主義の人質とされるべきではない」と。

今、問われるべきは、共同体の歴史を踏まえながら確実にパレスチナ人とイスラエル人同士の連帯を育てる中で、どのような解決が当面行われるにしても(又は占領の永続化をイスラエル右派政権が現状維持として進めるとしても)、人として平等な社会を求める闘いの拡大にあるだろう。そこに中東の民主化の未来を戦略化する萌芽がある。



目次 <http://0a2b3c.sakura.ne.jp/p2-mokuji.pdf>



第 15 章 <http://0a2b3c.sakura.ne.jp/p2-ls15.pdf>